

คำชี้แจงสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
เรื่อง การส่งเสริมการลงทุนในกิจการประเภท 7.4.2 กิจการศูนย์กระจายสินค้าระหว่างประเทศ
ด้วยระบบที่ทันสมัย (INTERNATIONAL DISTRIBUTION CENTER: IDC)

非公式訳

投資委員会事務局説明書

第 Sor. 2/2562 号

件名：投資委員会布告第 2/2557 号に基づく

業種 7.4.2 国際物流センター (International Distribution Center: IDC) への投資奨励

仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号「投資奨励政策および基準」に基づく業種 7.4.2 国際物流センター (International Distribution Center: IDC) への投資奨励を、タイ国外への物流の条件に関して明確化するべく、投資委員会事務局は以下の通り説明する。

1. 国際物流センター (International Distribution Center: IDC) は 5 カ国以上に対し物流を行い、かつ顧客がタイ国外に物流する物品管理手数料による収入の割合が総収入の 50%を超えること。条件を満たさない場合、事務局はその会計期間に法人所得税免除の恩典使用を許可しない。

2. 操業開始申請の段階において事務局は当該条件を確認する。被奨励者が操業開始期限の前に少なくとも 1 年、第 1 項の条件を満たさなければならない。満たさない場合、事務局は業種 7.4.1 物流センター (Distribution Center: DC) に変更し、恩典を B1 グループに変更する。

以上、お知らせする。

投資委員会事務局

仏暦 2565 年 (2022 年) 6 月 8 日